租税特別措置法施行令第八条第一項第二号及び第二十九条の六第一項第二号に掲げる地区は、別表に掲げる開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区とする。

別表

番号	開港
一	釧路（北海道）
二	苫小牧（同右）
三	八戸（青森県）
四	仙台塩釜（宮城県）
五	鹿島（茨城県）
六	木更津（千葉県）
七	千葉（同右）
八	京浜（東京都、神奈川県）
九	新潟（新潟県）
十	伏木富山（富山県）
十一	清水（静岡県）
十二	三河（愛知県）
十三	衣浦（同右）
十四	名古屋（同右）
十五	四日市（三重県）
十六	阪神（大阪府、兵庫県）
十七	東播磨（兵庫県）
十八	姫路（同右）
十九	和歌山下津（和歌山県）
二十	水島（岡山県）
二十一	福山（広島県）
二十二	広島（同右）
二十三	徳山下松（山口県）
二十四	三田尻中関（同右）
二十五	関門（山口県、福岡県）
二十六	博多（福岡県）
二十七	苅田（同右）
二十八	大分（大分県）

○国土交通省告示第千百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定の適用を受ける要件を指定する件（平成二十一年国土交通省告示第三百七十五号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の六第二項に規定する倉庫用の建物（その附属設備を含む。以下同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものは、次に掲げる倉庫用の建物及び構築物とする。

一　貯蔵槽倉庫以外の倉庫であって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項第四号ロに規定する到着時刻表示装置（以下「到着時刻表示装置」という。）を有するもの

二　貯蔵槽倉庫であって、到着時刻表示装置又は規則第二条第二項第六号ヘ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有するもの

農林水産省
経済産業省令第一号
国土交通省

○国土交通省告示第千百九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第一項の規定の適用を受ける区域を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、地方税法附則第十五条第三項の規定の適用を受ける区域を指定する件（平成十七年国土交通省告示第千六十三号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行令附則第十一条第二項第二号に掲げる区域は、次に掲げる道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道を連結させるための施設からの距離が五キロメートル以内である区域とする。

一　道路法第三条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。次号において同じ。）

二　道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）